

【高等学校用】

2020年度の定数を計算してみましょう！

() 高等学校

学科名								合計
学級数								
生徒数								

I. 教諭等の数

1. 教頭の定数 (法9条1号)

6～23学級 (全日、定時) ⇒ 1人

24学級以上 (全日、定時) ⇒ 2人

複数学科 (2つ以上の異なる種類の学科) の学校の場合 ⇒ 18学級以上で2人

通信制の課程 ⇒ 1人

_____人

2. 教諭の定数 (法9条、施行令3条)

(1) 基礎数 (別表)

(2) 「習熟」・「情報」加配 (別表)

(3) 生徒指導加配 (別表)

(4) 農・工・水に関する加配 (別表)

(5) 商業・家庭に関する加配 (別表) (施行令3条)

(6) 寄宿舎の舎監 (別表)

(7) 外国語等の少人数指導に対する加配 (別表)

(8) 商業学科で情報処理に関する学科を置く学校 (当該学科があれば ⇒ 2人)

(9) 情報に関する専門教育を主とする学科の加配 (別表)

(10) その他の加配 (理数科、福祉、厚生、総合学科、美術・音楽・体育など) (別表)

[定数計算]

法	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
数										

_____人

II. 養護教諭の定数 (法10条)

3～20学級 ⇒ 1人

21学級以上 ⇒ 2人

_____人

Ⅲ. 実習教諭の定数 (法 1 1 条、施行令 3 条)

1. 基礎数 (6～24 学級 ⇒ 1 人、25 以上 ⇒ 2 人)
2. 農業・水産・工業に関する加配 (別表)
3. 商業・家庭に関する加配 (別表)
(施行令 3 条)
4. 農・工に関する施設加配
5. 商業に関する学科で「情報処理」に関わる加配 (1～2 学級 ⇒ 1 人、3 学級以上 ⇒ 2 人)
6. 情報に関する専門教育を主とする学科加配 (1～2 学級 ⇒ 1 人、3～14 学級 ⇒ 2 人)
7. 理数に関する加配 (1～8 学級 ⇒ 2 人)
8. 総合学科に対する加配

[定数計算]

法	1	2	3	4	5	6	7	8
数								

_____人

Ⅳ. 事務職員定数 (法 1 2 条)

1. 基礎数 (別表)
2. 12 学級以上の加算 (学校図書館を想定) ⇒ 1 人
3. 農・工・水の加算 (6 学級以上で) ⇒ 1 人

[定数計算]

法	1	2	3
数			

_____人

2020 年度の定数の確認及び 2021 年度の定数を計画しよう。

(定数法は県全体の職員数を算定するものなので、あくまでも目安です)

※各学校の教育課程の特性や生徒の実態等をふまえ、説得性のある教職員配置要求に取り組みましょう。

職種	校長	教頭	教諭	養護教諭	実習教諭	司書	事務職員	現業職員
人数	1							

※ 副校長に関しては、すべての学校に配置されているわけではないので外しました。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000188>

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337C00000000215_20200401_502C0000000006